



鳥労発基 0425 第3号  
令和6年4月25日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第44号）及び個人ばく露測定講習規程（令和6年厚生労働省告示第93号）については、令和6年3月18日に公布され、令和8年10月1日から施行（一部については、令和6年7月1日から施行）するとされたところです。

今般、その改正の趣旨、内容等について、別添のとおり令和6年4月4日付け基発 0404 第2号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましてもご承知いただくとともに、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。